

## パルシック役員報酬規程

### 第1条（目的）

特定非営利活動法人パルシックの理事ならびに監査（以下「役員」という）に毎月支給する報酬（以下「月額報酬」という）その他の給与の取り扱いに関する事項で、法令または定款に別段の定めのある事項以外については、この規程の定めるところによる。

### 第2条（報酬の体系）

1. 役員報酬は支給しない。
2. 専従役員について、勤務実態に準じて支払う給与額は、パルシック給与規定第1章 第4条に基づくものとする。
3. 通勤に要する通勤費は支給する。

### 第3条（決定方法）

月額報酬を支給する際は、会員総会においてその基準を決議し、理事会で決定する。

## 付 則

この規定は2018年4月1日より施行する。

**特定非営利活動法人パルシック**  
**給与規定**

2009年5月9日改定  
2009年5月20日改定  
2016年4月1日改定  
2017年4月1日改定

**第1章 総則**

(目的)

第1条 この規定は、就業規則第46条に基づき、職員の給与に関する事項を規定する。

(適用範囲)

第2条 この規定は、就業規則第2条に定める正職員に適用する。臨時職員、嘱託職員、パートタイマー及びアルバイトの給与に関する事項は個別に定める。

(給与の種類)

第3条 正職員の給与の種類は次の通りとする。

- (1) 基本給
- (2) 勤務手当
- (3) 通勤手当

第4条 専従役員の給与に関しては、別表2を基礎として職責に準じて理事会で決定する。

**第2章 給与計算及び支払方法**

(計算期間)

第5条 給与の計算期間は、毎月1日から同月の末日までを1か月として計算し、1年の起算日は4月1日とする。

(給与の支払日)

第6条 給与の支払日は、毎月20日とする。ただし、当日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支払うものとする。

- 2 前項にかかわらず、正職員が退職又は死亡したときで本人又は権利者から請求があった場合には、請求のあった日から7日以内に給与を支払う。

(給与の支払方法)

第7条 給与は、通貨で直接本人に支払う。ただし、本人が本人名義の金融機関の預金口座への振込みを希望した場合には、振込によって支払うものとする。

(給与の控除)

第8条 次に掲げるものは、給与から控除する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、介護保険料
- (3) その他、職員との書面協定により給与から控除することとしたもの

(非常時払い)

第9条 正職員が、出産、疾病、災害等による非常の場合に費用に充てるために請求した場合には、賃金支払日以前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。

(日割り計算)

第10条 給与計算期間の途中に入社、退職、休職又は復職した場合は、その月の給与を下記の算式により日割り計算して支払う。

(基本給+諸手当) ÷ 1ヵ月平均所定労働日数×出勤日

(欠勤等の扱い)

第11条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出をした場合の時間については、原則として1日又は1時間当たりの給与額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。ただし、給与計算期間の全部を休業した場合は、給与月額のをすべてを支給しないものとする。

(1) 遅刻・早退・私用外出等の控除

基本給 ÷ 1ヵ月平均所定労働時間 × 不就労時間数

(2) 欠勤控除

基本給 ÷ 1ヵ月平均所定労働日数 × 不就労日数

(休暇休業等の給与)

第12条 年次有給休暇及び就業規則第21条(正職員の特別休暇)に定める特別休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の給与を支給する。

2 法人の責めに帰すべき事由により、休業したときは、休業手当を支給する。休業手当の額は、1日につき平均賃金の6割とする。

### 第3章 基本給

(基本給)

第13条 基本給は、下記別表2を基準として、正職員ごとに次に掲げる要素を考慮して月額で定める。

(1) 年齢

(2) 勤続年数に基づく等級(別表1参照)

(3) 専従役員および専務代表理事の給与の等級は在任年数に基づく。

### 第4章 諸手当

(勤務手当)

第14条 東京および東京に準じる物価水準の地域に勤務する場合には、別表2に定める勤務手当を支給する。

2 勤務手当には、12時間分の法定労働時間外勤務に対する賃金を含むものとする。

(通勤手当)

第15条 所定の交通機関を利用して通勤する者に対しては、通勤にかかる実費支弁を目的として、定期代相当額を非課税限度内において支給する。

(給与の改定等)

第16条 基本給及び諸手当等の給与の改定については、原則として毎年4月に行うこととし、改定額については、第13条の規定を勘案して各人ごとに決定する。

2 前項のほか、特別に必要なときは、臨時に給与の改定を行うことがある。

3 海外勤務者の給与に関しては、大きな為替変動があった場合には適宜対応する。

附 則

1. この規定は、2009年3月1日より適用する。

2. この規程は、2016年4月1日より適用する。

3. この規定は、2017年4月1日より適用する。ただし、この規定適用により従来給与額より減額となる職員には、旧来の規定を適用する。

別表1 等級規定

	東京勤務者	海外勤務者
1等級	勤続0年～勤続2年まで	勤続0年～勤続2年まで
2等級	勤続3年～勤続5年まで	勤続3年～勤続5年まで
3等級	勤続6年～勤続8年まで	勤続6年～勤続8年まで
4等級	勤続9年～勤続11年まで	勤続9年以上
5等級	勤続12年以上	なし

注：勤続年数は各年度の4月を起点として計算する。

別表2 パルシク給与表

年齢	1級		2級		3級		4級		5級		役員 在任 年数	特別職 給料月額	専務代表理事 給料月額
	基本給	勤務手当	基本給	勤務手当	基本給	勤務手当	基本給	勤務手当	基本給	勤務手当			
22歳	183,000	27,500									1年目	397,488	494,000
23歳	184,500	27,700									2年目	400,848	508,900
24歳	186,000	27,900									3年目	404,096	517,800
25歳	187,500	28,200	223,600	29,100							4年目	407,344	526,700
26歳	190,000	28,500	225,700	29,400							5年目	410,704	538,600
27歳	192,500	28,900	227,700	29,700	261,800	26,200					6年目	413,952	549,300
28歳	195,500	29,400	229,700	29,900	263,700	26,400					7年目	417,088	560,000
29歳	198,500	29,800	231,600	30,200	265,600	26,600					8年目	420,224	570,700
30歳	201,500	30,300	233,500	30,400	267,400	26,800	285,000	28,500			9年目	423,136	581,400
31歳	204,500	30,700	235,400	30,700	269,200	27,000	287,100	28,800			10年目	426,048	592,100
32歳	207,500	31,200	237,200	30,900	271,000	27,100	289,200	29,000			11年目	428,736	
33歳	210,500	31,600	239,000	31,100	272,900	27,300	291,400	29,200	309,800	31,000	12年目	431,536	
34歳	213,500	32,100	240,800	31,400	274,700	27,500	293,500	29,400	312,200	31,300	13年目	434,336	
35歳	216,500	32,500	242,600	31,600	276,600	27,700	295,600	29,600	314,600	31,500	14年目	437,024	
36歳	219,500	33,000	244,400	31,800	278,400	27,900	297,800	29,800	317,100	31,800	15年目	439,712	
37歳	222,500	33,400	246,200	32,100	280,200	28,100	299,900	30,000	319,500	32,000	16年目	442,400	
38歳	225,500	33,900	247,900	32,300	282,000	28,200	302,000	30,200	322,000	32,200	17年目	445,200	
39歳	228,500	34,300	249,700	32,500	283,800	28,400	304,200	30,500	324,500	32,500	18年目	447,888	
40歳	231,500	34,800	251,500	32,700	285,600	28,600	306,300	30,700	327,000	32,700	19年目	450,464	
41歳	234,500	35,200	253,200	33,000	287,400	28,800	308,500	30,900	329,600	33,000	20年目	453,040	
42歳	237,500	35,700	255,000	33,200	289,200	29,000	310,700	31,100	332,200	33,300	21年目	455,728	
43歳	240,500	36,100	256,700	33,400	291,000	29,100	313,000	31,300	334,900	33,500	22年目	458,416	
44歳	243,500	36,600	258,500	33,700	292,800	29,300	315,200	31,600	337,600	33,800	23年目	460,992	
45歳	246,500	37,000	260,200	33,900	294,600	29,500	317,500	31,800	340,300	34,100	24年目	463,456	
46歳	249,500	37,500	261,900	34,100	296,400	29,700	319,700	32,000	343,000	34,300	25年目	465,808	
47歳	252,500	37,900	263,700	34,300	298,200	29,900	321,900	32,200	345,600	34,600	26年目	468,048	
48歳	255,500	38,400	265,400	34,600	300,000	30,000	324,100	32,500	348,100	34,900	27年目	470,400	
49歳	258,000	38,700	267,100	34,800	301,700	30,200	326,100	32,700	350,500	35,100	28年目	472,640	
50歳	260,500	39,100	268,800	35,000	303,400	30,400	328,100	32,900	352,800	35,300	29年目	474,768	
51歳	262,000	39,300	270,400	35,200	305,100	30,600	330,100	33,100	355,100	35,600	30年目	476,896	
52歳	263,500	39,600	272,100	35,400	306,800	30,700	332,100	33,300	357,300	35,800	31年目	478,912	
53歳	265,000	39,800	273,800	35,600	308,500	30,900	334,000	33,400	359,400	36,000	32年目	480,928	
54歳	266,500	40,000	275,400	35,900	310,200	31,100	335,800	33,600	361,400	36,200	33年目	482,944	
55歳	268,000	40,200	277,000	36,100	311,800	31,200	337,600	33,800	363,400	36,400	34年目	484,624	
56歳	269,500	40,500	278,700	36,300	313,500	31,400	339,500	34,000	365,400	36,600	35年目	485,856	
57歳	271,000	40,700	280,300	36,500	315,100	31,600	341,200	34,200	367,300	36,800	36年目	486,864	
58歳	272,500	40,900	281,900	36,700	316,600	31,700	342,900	34,300	369,200	37,000	37年目	487,872	
59歳	274,000	41,100	283,500	36,900	318,200	31,900	344,600	34,500	371,000	37,100	38年目	488,768	
60歳	275,500	41,400	285,100	37,100	319,700	32,000	346,200	34,700	372,700	37,300	39年目	489,552	

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人パルシック	事業年度	令和2年4月1日～令和3年 3月31日
-----	----------------	------	------------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

## (1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取会費	967,500 円
受取寄附金	10,767,527 円
受取助成金等	333,518,789 円
事業収益（民際協力事業）	9,097,779 円
事業収益（フェアトレード事業）	89,368,971 円
その他収益	8,872,410 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	452,592,976 円

## (2) 借入金の明細

借入先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

## (3) その他

なし





ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関係	住所又は所在地	貸付 年月日	対価の額	譲渡資産の内容等
			2014/5/5~	2,596,394 円	長期運転資金として 貸付
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関係	住所又は所在地	役務の提 供年月日	対価の額	役務提供の内容等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	



6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
．．	なし			円
．．				円
．．				円
．．				円
．．				円
．．				円
．．				円
．．				円
．．				円
．．				円
	合 計			円

7 海外への送金等に関する事項 [海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
2020年6月10日	スリランカでの事業費	800,000円
2020年6月16日	マレーシアでの事業費	638,068円
2020年7月1日	スリランカでの事業費	998,000円
2020年9月3日	スリランカでの事業費	1,600,000円
2020年5月29日	パレスチナでの事業費	13,000,000円
2020年6月8日	パレスチナでの事業費	3,724,800円
2020年7月10日	パレスチナでの事業費	2,000,000円
2020年9月10日	パレスチナでの事業費	9,150,000円
2020年7月28日	インドネシアでの事業費	1,000,000円
2020年5月13日	レバノンでの活動費（事務所家賃）	421,785円
2020年7月22日	レバノンでの事業費	11,190,352円
2020年7月22日	レバノンの活動費（事務所家賃）	420,810円

2020年7月28日	レバノンでの事業費	11,178,300円
2020年8月12日	レバノンでの事業費	3,227,700円
2020年8月21日	レバノンでの事業費	5,018,634円
2020年9月10日	レバノンでの事業費	4,289,200円
2020年9月23日	レバノンでの活動費(給与)	
2020年9月25日	レバノンでの活動費	2,664,250円
2020年9月28日	レバノンでの事業費	3,192,300円
2020年9月28日	レバノンでの活動費	2,576,079円
2020年4月24日	シリアでの事業費	644,093円
2020年5月1日	シリアでの事業費	6,498,600円
2020年5月22日	シリアでの事業費	6,525,000円
2020年6月11日	シリアでの活動費	263,760円
2020年6月17日	シリアでの事業費	10,293,250円
2020年6月24日	シリアでの活動費	167,148円
2020年7月22日	シリアでの事業費	5,923,710円
2020年7月27日	シリアでの事業費	7,530,810円
2020年9月1日	シリアでの活動費	4,882,579円
2020年9月25日	シリアでの事業費	317,578円
2020年9月25日	シリアでの事業費	5,328,500円
2020年10月1日	シリアでの事業費	1,172,050円
2020年4月6日	東ティモールでの事業費	2,665,530円
2020年6月11日	東ティモールでの活動費	540,050円
2020年9月11日	コーヒー生豆の仕入れ	16,000,000円
2020年6月17日	東ティモールでの事業費	15,710,000円
2020年12月23日	アールグレイ/ルフナ紅茶の仕入れ	2,093,000円
2020年12月23日	スリランカでの事業費	700,000円
2021年1月6日	マレーシアでの事業費	242,880円
2021年3月1日	スリランカでの事業費	1,600,000円

2021年3月1日	マレーシアでの事業費	498,801円
2020年11月9日	パレスチナでの事業費	2,747,000円
2021年1月7日	パレスチナでの事業費	20,000,000円
2020年10月30日	レバノンでの事業費	316,800円
2020年11月2日	シリアでの事業費	210,779円
2020年11月2日	シリアでの事業費	4,230,400円
2020年12月15日	シリアでの事業費	2,034,072円
2021年1月15日	シリアでの事業費	139,332円
2021年1月15日	シリアでの事業費	209,680円
2021年3月26日	シリアでの事業費	2,206,400円
2021年3月30日	シリアでの事業費	2,217,400円
2020年10月15日	レバノンでの事業費	531,300円
2020年10月15日	レバノンでの活動費(家賃)	414,414円
2020年10月30日	レバノンでの事業費	12,674,323円
2020年12月8日	レバノンでの事業費	31,557,000円
2021年1月15日	レバノンでの活動費(家賃)	408,876円
2021年1月21日	レバノンでの事業費	18,648,681円
2021年3月5日	レバノンでの事業費	4,356,400円
2021年3月25日	レバノンでの事業費	10,734,482円
2020年10月1日	インドネシアでの事業費	5,000,000円
2020年10月7日	インドネシアでの事業費	4,500,000円
2020年12月10日	インドネシアでの事業費	5,000,000円
2020年10月30日	コーヒー生豆の仕入れ	17,000,000円
2021年3月2日	コーヒー生豆の仕入れ	8,291,040円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人パルシック	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員総数のうち次に掲げる者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	2020年4月1日～2021年3月 31日	11人	0人	0%	0人	0%
②	年月日～年月日	人	人	%	人	%
③	年月日～年月日	人	人	%	人	%
④	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

(例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	<input checked="" type="checkbox"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="checkbox"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正会員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

## 役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人パルシック	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		11人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	
井上 禮子		代表 理事		○						平成 20 年5月24 日就任
中村 尚司		理事		○						平成 20 年5月24 日就任
鈴木 直喜		理事		○						平成 20 年5月24 日就任
穂坂 光彦		理事		○						平成 24 年6月16 日就任
伊藤 淳子		理事		○						平成 28 年6月18 日就任
池座 剛		理事		○						平成 30 年6月23 日就任
ロバーツ 圭子		理事		○						平成 30 年6月23 日就任
今里 いさ		理事		○						令和 2年 6月20日
五十嵐 光子		理事		○						令和 2年 6月20日
大野（普川） 容子		監事		○						平成 24 年6月16 日就任

宮内 泰介		監事		○						平成 28年6月 18日就 任
-------	--	----	--	---	--	--	--	--	--	--------------------------

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

## 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人パルシック		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（弥生会計） を使用、ルーズリーフ	毎日	10年間
現地会計簿（各事業地別）	エクセル使用、ルーズリーフ	毎日	10年間
給与台帳	エクセル使用、ルーズリーフ	毎月	10年間
商品在庫表	エクセル使用、ルーズリーフ使用	年度末	10年間
出入金伝票	単票	毎日	10年間
商品代金請求書	会計ソフト（弥生販売） を使用、ルーズリーフ	毎日	10年間

## (記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人パルシック	チェック欄
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		✓

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時点における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉) (ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人パルシック	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意
		<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人パルシック
-----	----------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
a	b	c	d	e
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
✓					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
㊟ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄	
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人パルシック	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(注事項1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 <sup>(注事項2)</sup> 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	----------------------------------	----------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---------------------------	----------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---	----------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ